

事務連絡
令和7年9月17日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 保育主管課(室)
 { 中核市 } 児童福祉主管課(室) 御中

こども家庭庁成育局
母子保健課
成育基盤企画課

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の策定について

児童福祉施設における食事の提供の運営指導につきましては、日頃より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設においては、より多角的な視点をもって、一人ひとりのこどもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じたこどもの食生活全体の支援を行うことがより一層求められているところです。

今般、こども家庭庁において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月策定）及び「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月策定）を統合し、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定しました。

つきましては、児童福祉施設において食事の提供を行う際の参考として本ガイドをご活用いただくよう、各都道府県におかれては、貴管内の市町村、児童福祉施設及び関係機関に対して、各指定都市及び中核市におかれては、貴管内の児童福祉施設及び関係機関に対して、遺漏なく周知していただき、普及啓発が図られるよう、格段のご配慮をお願いします。

【照会先】

こども家庭庁成育局母子保健課企画調整係

電話 : 03 (6862) 0505

Email : boshihoken.kikaku@cfa.go.jp

「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の策定について

1. 背景

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」(平成22年3月)

- ・児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理の実践にあたっての考え方の例を示すもの
- ・食事の提供についての実務を担当する者を対象

「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月)

- ・保育所における食事の提供の形態に関する現状と課題を明らかにすることなどを目的
- ・保育所の食事の運営に関わる幅広い者を対象

- ・10年以上が経過
- ・成育基本法(平成30年法律第104号)の制定

・食事・食生活をはじめとしたこどもを取り巻く環境や課題はさらに変化

- 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進、貧困等の社会経済的な視点も含めた検討が重要

・より多角的な視点をもって、ひとり一人のこどもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じたこどもの食生活全体の支援がより一層求められている

2つのガイドを統合し、よりわかりやすい内容となるよう全体を見直し
「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定

2. 主な内容

第1部 児童福祉施設における食事の提供のあり方

- 施設における食事の意義・役割…施設における、一人一人のこどもの状況を考慮した食事・食生活の支援の重要性を示す
- 施設における食事提供の考え方…こどもの状態に応じた食事提供や食物アレルギー対応、誤嚥予防の取組など、食事提供の質の向上を図るための考え方等を示す
- 食事の提供体制(自園調理・外部搬入等)に応じた留意事項
- 自然災害等の非常時への備え

第2部 児童福祉施設における食事提供の実践

- 児童福祉施設における食事提供の取組事例を記載…一人一人のこどもへの対応、多職種が連携した保護者支援等を記載